



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 折りたたみ式ペダル付きの原動機付自転車調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (管財課)..... | 1 |
| 2 特定非営利活動法人の設立認証の申請 | (県民生活課)..... | 3 |
| 3 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 | (")..... | 4 |
| 4 有害図書等の指定 | (青少年・男女共同参画課)..... | 4 |
| 5 生活保護法による指定医療機関の廃止 | (福祉保健総務課)..... | 5 |
| 6 生活保護法による指定医療機関の休止 | (")..... | 5 |
| 7 生活保護法による指定医療機関の辞退 | (")..... | 5 |
| 8 生活保護法による医療機関の指定 | (")..... | 6 |
| 9 " | (")..... | 6 |
| 10 指定障害福祉サービス事業者の廃止 | (障害福祉課)..... | 6 |
| 11 保安林の指定の解除予定 | (森林整備課)..... | 7 |
| 12 保安林予定森林 | (")..... | 7 |
| 13 保安林の指定施業要件変更予定 | (")..... | 7 |
| 14 " | (")..... | 8 |
| 15 " | (")..... | 8 |
| 16 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 | (")..... | 9 |
| 17 林業種苗生産事業者の登録証記載事項の変更 | (")..... | 10 |
| 18 道路の位置の指定 | (都市政策課)..... | 10 |

○ 選挙管理委員会告示

- | | | |
|--|-------|----|
| 1 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨 | | 10 |
|--|-------|----|

○ 公告

- | | | |
|---------------------------|--------------------|----|
| 和歌山県立情報交流センターの指定管理者の指定 | (情報政策課)..... | 14 |
| 和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者の指定 | (県民生活課)..... | 14 |
| 和歌山県立青少年の家及び紀北公園の指定管理者の指定 | (青少年・男女共同参画課)..... | 14 |
| 都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市政策課)..... | 15 |

告 示

和歌山県告示第1号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、折りたたみ式ペダル付きの原動機付自転車調達に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達年度

平成29年度

(2) 調達案件名

折りたたみ式ペダル付きの原動機付自転車

(3) 調達物品の特質等

仕様書による。

(4) 納入期限

仕様書による。

(5) 納入場所

仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、この告示の日現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等の入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配付方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 誓約書

ウ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

エ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

オ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

カ 役員等に関する調書

キ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

コ 使用印鑑届

- (2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、(1)のエからケまでに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) (1)のアからウまで、カ及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成30年1月5日（金）から同月19日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年1月19日（金）午後5時までに和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成30年1月5日（金）から同月19日（金）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。
なお、資格審査申請書類の提出方法は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は必ず書留郵便とすること。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県総務部総務管理局管財課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2213
ファクシミリ番号 073-441-2248
なお、以下の和歌山県のホームページからその様式をダウンロードすることができる。
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>
- 6 資格審査の結果の通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を平成30年2月5日（月）までに郵送する。
- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
(2) (1) の説明は6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
(4) 説明を求めた者に対しては、(2) の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第2号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年1月22日まで縦覧に供する。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成29年12月20日
- 2 名称
特定非営利活動法人ヒカリヲ
- 3 代表者の氏名
久保丈二
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井80番地3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、「輝く地域社会」の実現に寄与することを目的とする。上記の目的のもと、地域住民及

び観光客に対して、地域施設及び地域サービス業の経営、またコンサートの招致及び開催、地域資源を生かしたイベント、フェスティバル等の開催を行う。それらの活動から地域の「光を」見出していくことを目指す。

和歌山県告示第3号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年1月15日まで縦覧に供する。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年12月15日

2 名称

特定非営利活動法人エレック

3 代表者の氏名

岡崎大輔

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市西浜1301番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山市及び周辺地域の、高齢者、障害者に対して、介護、障害福祉に関する事業を行い、自分らしい生活が送れるようにサポートし、安心して暮らせるよう地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第4号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成29年12月19日指定した。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	恋愛天国パラダイス 1月号	09675-1	竹書房
コミック	麗人 1月号	09613-1	竹書房
コミック	リンクス 1月号	09369-01	幻冬舎コミックス
コミック	月刊マガジンビーボーイ 1月号	18355-01	リブレ
コミック	恋愛チェリーピンク 1月号	12080-1	秋田書店
コミック	恋愛白書パステル 1月号	19625-01	宙出版
コミック	無敵恋愛エス・ガール 1月号	08577-1	ぶんか社
コミック	ドラ 1月号	16695-01	コアマガジン
コミック	イア ハーツ 1月号	01771-1	大洋図書

コミック	シェリプラス 1月号	04321-1	新書館
コミック	ミニシュガー 1月号	18425-01	秋水社
コミック	アヤ 1月号	18815-01	宙出版
コミック	絶対恋愛Sweet 1月号	15557-01	笠倉出版社
月刊誌	実話ドキュメント 1月号	05303-01	ジェイズ・恵文社
月刊誌	実話BUNKAタブー 1月号	05375-01	コアマガジン
月刊誌	エキサイティングマックス! 1月号	02091-1	ぶんか社
雑誌	実話BUNKA超タブー Vol. 28	05376-01	コアマガジン
雑誌	特ダネ芸能タブー NG SHOT®	16590-1	インテルフィン
雑誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol. 117	02092-1	ぶんか社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊歯新 10-28	エミ歯科	伊都郡かつらぎ町佐野887-1 テナント21 2 01-4	平成 29. 10. 23

和歌山県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
橋薬新 22-26	市協調剤薬局	橋本市市脇一丁目65	平成 29. 9. 4

和歌山県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	辞 退 年月日
橋歯新 19-26	とよざわ歯科クリニック	橋本市橋本二丁目1-9	平成 30.1.31

和歌山県告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
橋薬新 37-29	おかむろ薬局	橋本市市脇一丁目65	平成 29.11.1
岩医新 43-29	はた乳腺クリニック	岩出市川尻230-1	平成 29.11.21
有歯新 23-29	ささの歯科クリニック	有田郡有田川町下津野1106-3	平成 29.11.22
伊薬新 16-29	ごんべえドリ薬局かつらぎ店	伊都郡かつらぎ町笠田東97-1	平成 29.12.1

和歌山県告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
海南訪新 8-29	株式会社和歌山式典	紀の川市貴志川町神戸1050-3	訪問看護ステーションkana	海南市船尾179-26 ブランノワール船尾101	平成 29.12.1

和歌山県告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の

規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012300152	NPO法人みかん	新宮市千穂三丁目4番24号	同行援護	特定非営利活動法人助けあいセンターみかん	新宮市千穂三丁目4番24号	平成29.12.31

和歌山県告示第11号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園久木字内胡奥山471の12
- 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第12号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字北野川字上垣内63から65まで、67、68、72の3、73、74の1、76の2、77の2、77の3、78、79、79の2、80、82、83の1から83の3まで、84、84の1、85から87まで、87の1、88、89、89の1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第13号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第14号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第15号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第16号

平成29年和歌山県告示第1490号（以下「告示第1490号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

庄司佐右エ門
庄司平右エ門
下西太吉
田又貞藏
田又定助
田又虎楠
庄司繁松
勘圖半助
梶尾淺之助
阪本虎藏
前宇右エ門
前治兵衛
南辨之助
平長兵衛
平亀松
前伊之助
庄司利八
曾我孫助
田又千太郎
田又松兵衛
中西庄助
上西佐助
藤畑市右エ門
門丈右エ門
平野彦七
大家亀吉
庄司太三
田又敏
上西利男
南眞吾

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1490号のとおり

和歌山県告示第17号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者から登録の変更について届出があったので、同法第16条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	生産事業者		変更事項	変更前	変更後
	氏名又は名称	住所			
8768	前田商行株式会社 代表取締役 前田章博	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿459番地の1	生産事業者の氏名又は名称及び住所	前田商行株式会社 代表取締役 前田章博 三重県南牟婁郡鶴殿村459番地の1	前田商行株式会社 代表取締役 前田章博 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿459番地の1
			生産事業の内容	種穂の採種及び幼苗の育成	種穂の採種及び精選並びに幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成
			事業所の名称及び所在地	前田商行株式会社佐野事業所 新宮市佐野二丁目9-11	前田商行株式会社事務所 新宮市船町一丁目1番地15

和歌山県告示第18号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3408	有田郡有田川町大字西丹生 図字馬ノ火401番の一部、400番2の一部	有田郡有田川町大字西丹生 図401 小山勇	平成 29. 12. 18	6. 00	35. 48

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年1月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 3 報告書の要旨

23,801,700 円

候補者氏名	門 博文	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	11月 3日から 11月16日まで	第2回分
出納責任者氏名	藤谷 茂樹					

収入			支出			
主たる寄附			人件費	630,000 円		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	76,000 円		
自由民主党和歌山県第一選挙区支部	政党支部	2,200,000 円	選挙事務所費	76,000 円		
			集会会場費	円		
			通信費	438,136 円		
			交通費	円		
			印刷費	2,506,140 円		
			広告費	345,600 円		
			文具費	円		
その他の寄附		円	食糧費	円		
その他の収入		円	休泊費	円		
今回計		2,200,000 円	雑 費	159,574 円		
前回計		12,000,000 円	今回計	4,155,450 円		
総 計		14,200,000 円	前回計	11,968,293 円		
			総 計	16,123,743 円		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	264,600円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	783,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	109,828円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	120,960円
	計	1,948,356円

報告書受理年月日	平成29年11月17日	第2回報告分
----------	-------------	--------

- 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 22,893,400 円
- 報告書の要旨

候補者氏名	石田 真敏	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	11月 1日から 12月 3日まで	第2回分
出納責任者氏名	今西 敏之					

収入			支出			
主たる寄附			人件費	699,000 円		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	円		
			選挙事務所費	円		
			集会会場費	円		
			通信費	8,638 円		
			交通費	円		
			印刷費	円		
			広告費	円		
			文具費	円		
その他の寄附		円	食糧費	円		
その他の収入		円	休泊費	円		
今回計		円	雑 費	円		
前回計		7,000,000 円	今回計	707,638 円		
総 計		7,000,000 円	前回計	6,511,782 円		
			総 計	7,219,420 円		

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	248,500円
	ビラの作成	441,000円
	ポスターの作成	648,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	45,000円
	計	1,755,210円

報告書受理年月日	平成29年12月4日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	坂田 隆徳	候補者届出政党 又は所属党派	希望の党	期間 11月16日から 11月16日まで	第3回分
出納責任者氏名	坂田 隆彦				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		円
			家屋費	70,200	円
			選挙事務所費	70,200	円
			集会会場費		円
			通信費		円
			交通費		円
			印刷費		円
			広告費		円
			文具費		円
			食糧費		円
その他の寄附		円	休泊費		円
その他の収入		円	雑 費		432 円
今回計		円	今回計		70,632 円
前回計		15,140,000 円	前回計		4,622,697 円
総 計		15,140,000 円	総 計		4,693,329 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	227,500円
	ビラの作成	376,488円
	ポスターの作成	520,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	140,400円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	1,426,388円

報告書受理年月日	平成29年11月21日	第3回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	坂田 隆徳	候補者届出政党 又は所属党派	希望の党	期間 12月 5日から 12月 5日まで	第4回分
出納責任者氏名	坂田 隆彦				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		円
			家屋費		円
			選挙事務所費		円
			集会会場費		円
			通信費	9,232	円
			交通費		円
			印刷費		円
			広告費		円

その他の寄附	円	文具費	円
その他の収入	円	食糧費	円
今回計	円	休泊費	円
前回計	15,140,000 円	雑費	円
総計	15,140,000 円	今回計	9,232 円
		前回計	4,693,329 円
		総計	4,702,561 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	227,500円
ビラの作成	376,488円
ポスターの作成	520,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	140,400円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	
計	1,426,388円

報告書受理年月日	平成29年12月5日	第4回報告分
----------	------------	--------

- 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 23,059,400 円
- 報告書の要旨

候補者氏名	二階 俊博	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	11月3日から 11月23日まで	第2回分
出納責任者氏名	二階 俊樹					

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
その他の寄附		円	人件費	円
その他の収入		円	家屋費	円
今回計		円	選挙事務所費	円
前回計		10,000,000 円	集会会場費	円
総計		10,000,000 円	通信費	122,824 円
			交通費	円
			印刷費	円
			広告費	円
			文具費	円
			食糧費	32,688 円
			休泊費	132,580 円
			雑費	円
			今回計	288,092 円
			前回計	5,816,653 円
			総計	6,104,745 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
ビラの作成	476,000円
ポスターの作成	777,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	72,144円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	129,600円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	41,364円
計	1,765,958円

報告書受理年月日	平成29年11月24日	第2回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	二階 俊博	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	11月24日から	第3回分
-------	-------	-------------------	-------	----	----------	------

出納責任者氏名		二階 俊樹	12月1日まで	
収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	459,000 円
			家屋費	円
			選挙事務所費	円
			集会会場費	円
			通信費	34,199 円
			交通費	円
			印刷費	円
			広告費	円
			文具費	円
			食糧費	円
その他の寄附		円	休泊費	円
その他の収入		円	雑費	円
今回計		円	今回計	493,199 円
前回計		10,000,000 円	前回計	6,104,745 円
総計		10,000,000 円	総計	6,597,944 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	777,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	72,144円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	129,600円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	41,364円
	計	1,765,958円

報告書受理年月日	平成29年12月1日	第3回報告分
----------	------------	--------

公 告

公 告

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例（平成16年和歌山県条例第44号）第8条第1項の規定により、和歌山県立情報交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人和歌山IT教育機構
和歌山県田辺市新庄町3353-9
- 2 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

公 告

和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第64号）第8条の規定により、和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人わかやまNPOセンター
和歌山県和歌山市美園町五丁目6番12号
- 2 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

公 告

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例（平成12年和歌山県条例第7号）第8条第1項及び和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条第1項の規定により、和歌山県立青少年の家及び紀北公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者

(1) 和歌山県立紀北青少年の家及び紀北公園

和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム

（代表となる団体）

和歌山県立紀北青少年の家運営協議会

和歌山県伊都郡かつらぎ町西飯降62番地の3

（構成員）

大揚興業株式会社

和歌山県和歌山市新通二丁目10番地1

(2) 和歌山県立白崎青少年の家

クリーン興商、南海ビルサービス企業体

（代表となる団体）

クリーン興商株式会社

和歌山県有田郡有田川町小島433番地の5

（構成員）

南海ビルサービス株式会社

大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

(3) 和歌山県立潮岬青少年の家

特定非営利活動法人潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会

和歌山県東牟婁郡串本町出雲1614番地の53

2 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画生産緑地地区

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課